

（注意）肥料の銘柄を増やす場合は、新たに届出が必要です。

（ロ）特殊肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書

元号〇〇年〇〇月〇〇日

秋田県知事 〇〇 〇〇

秋田県秋田市〇〇町〇〇
水田総合利用 株式会社
代表取締役 水田 次郎

特殊肥料生産業者（輸入業者）届出日を記載します。
届出日が不明な場合は、
水田総合利用課又は地域振興局農林部農業振興普及課
にお問い合わせください。

※ 変更後の会社名、
代表者名を記入

押印がなくても
収受します。

さきに元号〇〇年〇〇月〇〇日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更が生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

元号△△年△△月△△日 法人名称の変更
元号△△年△△月△△日 代表者の変更

変更した日から二週間以内の届出が
義務づけられています。

2 変更した事項

法人の名称	変更前	秋田 株式会社	変更後	水田総合利用 株式会社
代表者	変更前	代表取締役 秋田 太郎	変更後	代表取締役 水田 次郎

3 変更した理由

法人組織の変更による

変更事項を添付書類で確認します。